

整理番号 8-1

決裁	会派代表者	(固本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(固本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778-001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	平成30年8月2日~平成	年月日	金額 1,580 円

目的	送同原簿の参考
使途	「原簿ゼロ社会への道2017」購入費
政務活動・ 県政との 関連性	送同原簿の今後の資料として

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
30-08-02	23362	A93270004
取扱店	シス7411	
払込口座	00170-0	695728
払込金額	*1,500	料金
		振替受付票
	010100H6	払込みの証拠と
	6P5728	なるものですか
	ふじのくに県民クラブ	ら大切に保存し
	本	て下さい。消費
	1500	料等が含まれて
		います
		(ゆうちょ銀行)
入金額	*1,880	
おつり	*300	

はじめの投資信託を
ゆうちよが応援します！

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,580 円	100 %	1,580 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-2

決裁	会派代表者	(西)	経理責任者	(田)	経理担当者	(西)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駐車場料金		
年月日	平成30年8月5日~平成	年月日	金額 300円

目的	プロジェクト「音楽の広場」開催
使途	駐車場料金
政務活動・ 県政との 関連性	県出資の文化施設「音楽の広場」 広く県民への提供を目的

《領収書貼付枠》

□□□□□□□□□□□□□□□□
 □ グランシップ 駐車場 □
 □ 公益財団法人 静岡県文化財団 □
 □ TEL (054) 203-5710 □
 □□□□□□□□□□□□□□□□

領収証

入庫日時 2018年08月05日 14時34分
 清算日時 2018年08月05日 16時50分
 No.04-000309 券No.01-201942

駐車料金 (利用者) 300円
 料金計 300円
 投入現金 500円
 釣銭額 200円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	300円	100%	300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 83

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	政民合同会費		
年月日	平成30年 8月 7日 ~ 平成 年 月 日	金額	13,700 円

目的	所局講演 - (石破茂元国務大臣)
使途	会費、交通費
政務活動・県政との関連性	所局を知り 県政の将来の資料とする

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13,700 円	100 %	13,700 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

中澤通訓(支社書記)

領収証

様

No. _____

金四阡圓也

但「政民合同會議」講演会 会費
平成30年 8月 6日 上記正に領収いたしました



2402	2018/08/06 17:33	バス車載機	SF利用	¥100	¥1,190	市立病院	清水駅前一市立清水病院	乗車 清水駅	降車 巴町千盛橋
2401	2018/08/06 08:51	バス車載機	SF利用	¥100	¥1,290	三保山の手	清水駅前一三保車庫	乗車 清水区役所	降車 清水駅

送付バーコードは 02 バーコードです。

領収書 No 92
 窓口 No 2
 書 冊
 領 収 書
 中 澤
 駅 No 5201130
 金額 ¥9,160円
 「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット払い)として

30年 8月 7日
 東海旅客鉄道株式会社
 ご利用いただきましてありがとうございます

納 告 納
 申 申 納
 付 つ き 古 屋 中 村
 税 務 承 承 済
 務 器 承 承 済

清水駅
 現金出納社員

支社者: 中澤通訓

東京メトロ 領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きつぷ ¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年08月06日
 時刻 13時45分

伝票番号: 78227
 東京地下鉄株式会社
 国会議事堂前駅 券02発行

東京メトロ 領収書




- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きつぷ ¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年08月06日
 時刻 10時48分

伝票番号: 35888
 東京地下鉄株式会社
 東京駅 券03発行

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p style="text-align: right;">平成30年8月6日</p> <p style="text-align: center;">会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓</p>						
目的	<p>時局講演 (政民合同会派) 石破茂 元国務大臣</p>					
年月日	平成30年8月6日					
場所	衆議院第2議員会館合議室					
内容	<p>1 行程 (清水 - 静岡 - 東京 - 国会議事堂前) JR JR NUR 地下鉄 徒歩</p> <p>2 応対者 <u>講演内容</u> 近づく自民党総裁選挙。政策論争が 大邸でイベントがあったからかも。</p> <p>3 聴取内容 長期政権の中で官邸主導にならな い。自由な議論がなければ国民の 支持がなくなる。 政治の結果が大邸であるか結果が すべてではない。憲法改正も自衛隊 の事だけが問題ではない。 少子高齢化、ワーキングプアは？ 株の上昇、企業収益が好調、有効求人倍 率が高。→ 次の又ラップは何が？ ひたひたが幸せになることが大前提。</p> <p>4 県政への反映 → 支出証控簿「政務活動費との関連性」に記載。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

8月 『政民合同會議』

「時局を斬る」

講 師／石破 茂 自由民主党・衆議院議員

〔略歴〕昭和32年2月4日生まれ（60歳）みずがめ座。血液型B型。鳥取県八頭（やず）郡八頭町郡家（こおげ）出身。鳥取大学附属小・中学校、慶応義塾高等学校を経て、昭和54年3月、慶應義塾大学法学部法律学科卒業。慶大2年在学中に、全日本学生法律討論会で第一位。昭和54年4月、三井銀行（三井住友銀行）入行。東京都中央区にある本町支店に配属、日本橋の間屋街を自転車で廻り、中小企業の経営を肌で学ぶ。昭和61年7月、旧鳥取県全県区より全国最年少議員として衆議院議員初当選、以来11期連続当選。内閣では、農林水産政務次官（宮澤内閣）、農林水産総括政務次官・防衛庁副長官（森内閣）、防衛庁長官（小泉内閣）を経て、平成19年に福田内閣で防衛大臣。国会では、規制緩和特別委員長、運輸常任委員長、自民党では過疎対策特別委員長、安全保障調査会長、高齢者特別委員長、総合農政調査会長代行等を歴任。平成20年9月～ 農林水産大臣（～平成21年9月）。平成21年9月～ 自由民主党政務調査会長（～平成23年9月）。平成24年9月～ 自由民主党 幹事長（～平成26年9月）平成26年9月～ 国務大臣 地方創生・国家戦略特別区域担当（現職）。

整理番号 8-4

決裁	会派代表者	(周本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(周本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (8月分)		
年月日	平成30年8月6日~平成	年月日	金額 30,510 円

目的	政務活動に必要な車両のリース																																									
使途	8月分リース料																																									
政務活動・ 県政との 関連性	-																																									
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th></th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11 30-07-09</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12 30-07-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13 30-07-31</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14 30-07-31</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 30-08-02</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 30-08-02</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 30-08-03</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 30-08-06</td><td>SMBC(ナカニホン)</td><td>61,020</td></tr> <tr><td>9 30-08-07</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9 30-08-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1 30-08-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 30-08-14</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	年月日		金額	11 30-07-09			12 30-07-13			13 30-07-31			14 30-07-31			6 30-08-02			6 30-08-02			7 30-08-03			8 30-08-06	SMBC(ナカニホン)	61,020	9 30-08-07			9 30-08-13			1 30-08-13			2 30-08-14					
年月日		金額																																								
11 30-07-09																																										
12 30-07-13																																										
13 30-07-31																																										
14 30-07-31																																										
6 30-08-02																																										
6 30-08-02																																										
7 30-08-03																																										
8 30-08-06	SMBC(ナカニホン)	61,020																																								
9 30-08-07																																										
9 30-08-13																																										
1 30-08-13																																										
2 30-08-14																																										

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	61,020 円	1/2	30,510 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-5

決裁	会派代表者	(周本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(周本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー

支出証 拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー料(8月分)		
年月日	平成30年8月7日~平成	年月日	金額 4,968 円

目的	政務活動に必要なコピー料のリース
使途	8月分4-2料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

11	30-07-09	
12	30-07-13	
13	30-07-31	
14	30-07-31	
15	30-08-02	
16	30-08-02	
17	30-08-03	
18	30-08-06	
19	30-08-07	HC)ヒタチ-NBL 9,936
20	30-08-13	
21	30-08-13	
22	30-08-14	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動 経手金	9,936 円	1/2 %	4,968 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-6

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	写真プリント代		
年月日	平成30年8月7日~平成 年 月 日	金額	2,900 円

目的	政務活動の記録に残し県政の参考とする
使途	プリント代
政務活動・県政との関連性	資料を残し県政を進めたいに中びの参考とする。

《領収書貼付》

領 収 証

中沢県議 様 30年8月7日

執者: 中澤通訓

★ ¥2,900-

但 上記正に領収いたしました

但書き: 算月代

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

写真の専門店
ヨシイカメラ店
静岡市清水区清水町4番15号
TEL・FAX(0543)52-4933

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,900 円	100 %	2,900 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-7

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

777 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	要望事項のカーゴ一代		
年月日	平成30年8月9日~平成	年月日	金額 350 円

目的	地域からの要望事項のカーゴ
使途	カーゴ一代
政務活動・ 県政との 関連性	地域要望を県担当へ伝達、 検討を依頼

《領収書貼付枠》

LAWSON

S 静岡県庁西館店
静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁西館4階
静岡電話：054-205-3170

領収証

2018年8月9日(木) 13:35

様

合計 ￥350-
(内消費税等 ￥25)

但し、コピー代として
上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお取り扱い>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号：2502658X 00004924

支取者
中澤通訓

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	350 円	100 %	350 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-8

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチャージ

支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料		
年月日	平成30年8月10日	~平成 年 月 日	金額 8,539 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

＜領収書＞

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。お引落口座へのご入金、お支払日の前日（金融機関営業日）までにお願いたします。

お支払日	30年 8月10日	当月ご請求額	249417 円	会員番号	[REDACTED]
当月お支払合計額	249417 円	事前お支払額	0 円	金融機関名	[REDACTED]
		内キャッシング分	0 円	通帳記号	[REDACTED]
		合計	249417 円	口座名義	中澤 通訓

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求金額(円)	元金(円)
通常払い				249417	

ご利用明細

ご利用者	ご利用日	ご利用店名	ご利用金額(円)	現地
		海外ご利用店名/海外都市名		
1130	6:26			
1030	6:30			
1030	7:2			
1030	7:10	au 電話利用料	17079	06月分
1030	7:12			

按分の理由 政務活動 私用	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17079 円	50 %	8,539 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-9

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入 (給与明細書)		
年月日	平成30年8月13日	~平成 年 月 日	金額 250 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

バックステージ
イトウ

イトウ
静岡県静岡市清水区万世町2-3-32
054-351-3273

領収書

日頃ご愛顧いただきありがとうございます。
本日もご来店ありがとうございます。

2018年08月13日 (月) 15:47

4901490006680
内 訳-113 財布の買い
単価 ¥250 X 1点 ¥250

小計 ¥250
(内税対象額 ¥250)
消費税等 ¥18
合計 ¥268
(お預り)

またのご来店をお待ちしております。

担当者: 0881005 0881-0001 [03]



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	250 円	100 %	250 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-10

決裁	会派代表者	(西本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報</u> 費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	7-4 10-2 更新料		
年月日	平成30年8月14日~平成 年 月 日	金額	10,000 円

目的	県政に関する情報等を県民に報告
使途	7月分更新
政務活動・ 県政との 関連性	県政の現状を掲載、広く情報提供し 意見聴取と県政への反映

領収証

No.

中沢事務所 様 30年8月14日

金額 ¥10000-

内 消費税等 但し 更新料として(6%増徴あり) 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISAGO #778

marukita きたがわ商店
静岡市清水区船越 3-8-19
北川 昌克
TEL/FAX (054) 357-3394

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	10,000 円	100 %	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-11

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

7211 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	水道料		
年月日	平成30年8月6日	~平成 年 月 日	金額 1,660 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 30-8-1 30-8-13 30-8-16 水道 *3,320 シズ"オカシスイト"ウ 30-8-17 30-8-17 30-8-20 30-8-27 30-8-28 30-8-28 30-8-29 30-8-30 30-8-30	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動 後援会活動	3,320 円	1/2 50 %	1,660 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-12

決裁	会派代表者	(西本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(西本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー

支出証 抛書

779 - 0011

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	写真プリント代		
年月日	平成30年8月7日~平成 年 月 日	金額	300 円

目的	政務活動の記録をとりし県政の参考とする		
使途	プリント代		
政務活動・県政との関連性	資料をとりし県政を速めべく中での参考とする		
《領収書貼付	<p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;">中沢県議 様 30年8月17日</p> <p style="text-align: right;">支拂者 中澤通訓</p> <p style="text-align: center;">★ ¥ 300 -</p> <p>但 上記正に領収いたしました</p> <p style="text-align: right;">但書が写真 プリント代</p>		
内 訳	税抜金額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 写真の専門店 ヨシイカメラ店 静岡市清水区清水町4番15号 TEL・FAX(0543)52-4933 </div>	
	消費税額等(%)		
	コクヨ ウケ-1048		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	300 円	100 %	300 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-B

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキ

支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	カンティン香港、本社 ほか視察		
年月日	平成30年7月23日~平成30年7月25日	金額	22,1520円

支払日 30年8月17日

目的	清水港をクルーズ処英港としたカンティン香港の本社を訪問、今後の交流のスタートとする
使途	交通費 (静岡-東京-成田) 成田-香港-羽田
政務活動・ 県政との 関連性	長期にわたる2の優先使用を静岡県に有効なものとするためとする。

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	22,1520円	100%	22,1520円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

2018年08月17日

中澤 通訓 様

金額 ¥ 221,520 ※

但し 2018/07/23発 【県議】静岡県議会：ゲンティン香港視察 山田Mr (NH NRT/HKG) 旅行代金として【クレジットカード】ご利用

上記の金額正に領収いたしました。
Ref. No. 0000003366 予約No. 641831

観光庁長官登録旅行業第1号
静鉄観光サービス株式会社
本店営業部
〒420-8509
静岡県静岡市葵区追手町
2-12

- 御注意
1. 手書きのもの並びに金額の訂正したものは無効とします。
 2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

TEL: 054-251-6415
FAX: 054-251-6710



ANA // ECONOMY CLASS
23JUL

NAKAZAWA/MICHINORI MR

便名/ FLIGHT **NH 811**
出発地/ FROM TOKYO/NRT
到着地/ TO HONG KONG/HKG
出発時刻/ DEP. TIME 18:35

座席番号 SEAT **31B**

搭乗口 GATE **59A** 搭乗時刻 Boarding Time **17:55**

API ETKT 205593487313801
0170

A STAR ALLIANCE MEMBER
NAKAZAWA/MICHINORIMR

NH 811
23JUL

出発地/ FROM NRT
到着地/ TO HKG

お時間に余裕をもって搭乗口へお越し下さい。出発**10分前**を過ぎますと、お乗り頂けないこととなります。
Please be at the gate **10 mins before** the departure time.
Otherwise you may not be able to board.

座席番号 SEAT **31B**

0170

ANA // ECONOMY CLASS
25JUL

NAKAZAWA/MICHINORI MR

便名/ FLIGHT **NH 860**
出発地/ FROM HONG KONG/HKG
到着地/ TO TOKYO/HND
出発時刻/ DEP. TIME 14:45

座席番号 SEAT **38H**

搭乗口 GATE **60** 搭乗時刻 Boarding Time **14:15**

API ETKT 205593487313802
0143

A STAR ALLIANCE MEMBER
NAKAZAWA/MICHINORIMR

NH 860
25JUL

出発地/ FROM HKG
到着地/ TO HND

お時間に余裕をもって搭乗口へお越し下さい。出発**10分前**を過ぎますと、お乗り頂けないこととなります。
Please be at the gate **10 mins before** the departure time.
Otherwise you may not be able to board.

座席番号 SEAT **38H**

0143

NH6007760335 ACCEPTED

決裁	会派代表者	岡本	経理責任者	田内	経理担当者	藤本
<p>県外調査概要書</p> <p>平成30年8月17日</p> <p>会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓</p>						
目的	ケニア・香港 本県 管内 内					
年月日	H30.7.23 ~ 7.25					
場所	香港					
内容	<p>1 行程 清水港を以て真境と称するケニア・香港 本県を県民団有志が表敬するに於 て</p> <p>2 応対者 当局の交渉にこそなることと思ふ。 東南アジア最大のグループ社であり 躍進する企業が感じられる。</p> <p>3 聴取内容 親会社(本社)はグループであり、一國二制度の 期限があつても、それほど深刻では ないと思ふ。</p> <p>県への要望、県のインセンティブ等は 今後の話であるが、県の独自の 清水港の発展は、外人の訪問客 の増加とイコールとなるだろう。 有意義な視察であった。</p> <p>4 県政への反映 支出証状書「政務活動・県政の関連」に記載。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

ゲンティン香港視察【3日間】

	月日	都市名	交通機関	時間	日 程	食事条件	
1	7月23日 (月)	静岡駅	発	H466	13:38	新幹線にて品川へ 着後、乗り換え 成田エクスプレスにて成田空港へ 着後、チェックインカウンターへ 第1ターミナル南ウイングへご集合後、搭乗手続き 全日空機にて空路、香港へ (時差1時間:機上4時間40分)	朝食:各自 昼食:各自
		品川駅	着	NEX35	14:33		
		品川駅	発		14:50		
		成田空港駅	着		15:57		
		成田(第1T)	発	NH-811	16:30		
		成田(第1T)	発		18:35		
		香港国際空港	着	専用車	22:15 深夜	着後、入国審査 ホテルチェックイン 【ザ・シティ・ビュー ホテル/香港(泊)】	夕食:機内食
2	7月24日 (火)	香港		専用車	10:00 15:00 16:30 夕方	・「静岡銀行香港支店」訪問 ・「ゲンティン香港」訪問 ホテルチェックイン ホテル内または周辺で夕食 【ザ・シティ・ビュー ホテル/香港(泊)】	朝食:ホテル 昼食:レストラン 夕食:レストラン
3	7月25日 (水)	香港		専用車	10:00 11:00	・「ジェトロ香港事務所」訪問後、空港へ 終了後、フェリーターミナルを経由して空港へ 空港到着後、搭乗手続き 全日空機にて空路、帰国の途へ (時差1時間:機上4時間15分)	朝食:ホテル 昼食:空港内(各自)
		香港国際空港	発	NH-860	12:00頃 14:45		
		羽田国際線	着		20:00	着後、入国審査	夕食:機内食
		羽田空港駅	発	京急	21:01	京浜急行にて品川へ	
		品川駅	着		21:20	着後、乗り換え	
		品川駅	発	H537	21:37	新幹線にて静岡へ	
		静岡駅	着		22:27	帰着	

平成 年 月 日

中澤 通訓 様

静岡市葵区追手町2-12
静鉄観光サービス株式会社
代表取締役社長 中澤 直樹
担当者



TEL:054-251-6415

御請求書

期 間:平成30年7月23日(月)~7月25日(水)

件 名:ゲンティン香港視察

項 目	単 価	数 量	小 計	摘 要
航空運賃:成田→香港→羽田	96,000	1	¥96,000	エコノミークラス
成田空港税	2,610	1	¥2,610	
現地空港税	3,700	1	¥3,700	
燃油サーチャージ	5,000	1	¥5,000	
宿泊費:7/23香港 ザ・シティビューホテル	16,200	1	¥16,200	
宿泊費:7/24香港 ザ・シティビューホテル	16,200	1	¥16,200	
現地車両代:7/23~25専用車	65,000	1	¥65,000	
JR代:7/23清水→品川→成田空港	9,850	1	¥9,850	指定席利用
JR・京浜急行代:7/25羽田空港国内線→品川→清水	6,960	1	¥6,960	指定席利用
	合 計		¥221,520	税込価格

以上、御請求申し上げます。

【フライトスケジュール】

7月23日(月) HN811 成田/香港 18:35/22:15

7月25日(水) NH860 香港/羽田 14:45/20:00

ゲンティン香港 ~~マカオ~~視察報告書

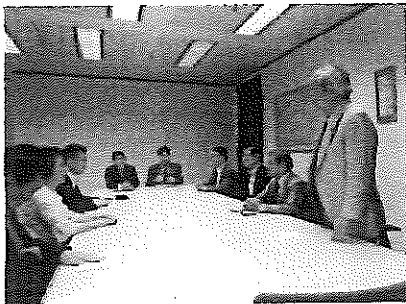
- 1、日程 平成30年7月23日(月)～7月25日(水)
- 2、場所 香港
- 3、参加者 天野進吾、山田 誠、中澤通訓、林芳久仁、小長井由雄、佐野愛子
鈴木 智
- 4、説明者 静岡銀行香港支店 支店長 平井良一
静岡銀行香港支店 ビジネスリーダー 杉本憲郎
ゲンティン香港 副社長 Elaine Lo
ゲンティンクルーズライン 経理・港湾開発担当 Sunnie Chen
Jinghua
ゲンティンクルーズライン 日本オフィス代表 山本有助
ジェトロ香港事務所 所長 伊藤亮一
Turismo Macau Helen Sou

5、聴取内容

①、静岡銀行香港支店

最初に香港についての概要を説明していただき、そのあと、香港地域をめぐる経済活動等についての説明をいただくとともに質疑応答をおこなった。

香港の人口は約739万人で、静岡県のほぼ2倍であるが、面積は1,104 km²と非常に狭いところに住んで

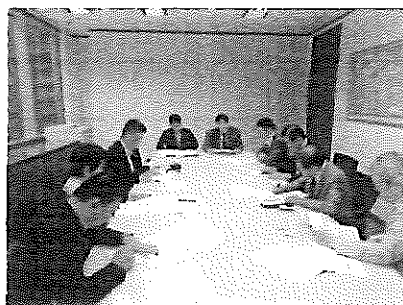


いるため、人口密度が高く6,693人/k

m²である。こちらは、日本の20倍くらいとなる。経済規模は、名目GDPが3,410億ドルで世界第34位であるが、1人あたりの名目GDPは、日本より上の46,109ドルで世界第16位である。実質GDP成長率は3.82で、これも日本の2倍以上である。ご存じの通り



中国でありながら、一国二制度という形態のため一般物品に関税が課せられない保税都市であり、規制の少ない自由都市である。また、外貨管理規制が存在しないことから、世界中の銀行や証券・保険業が進出し国際的な金融システムが確立している。また、香港では、会社設立が容易であり、最低資本金は1香港ドル(15円くらい)。



1ヶ月程度で会社設立が可能で、ペーパーカンパニーの設立も可能である。香港の税制は、タックスヘイブン地域と言っても良く、オフショア貿易から発生する利益は非課税、キャピタルゲインに対しても非課税である。また、法人への課税は事業所得税のみで、最高税率が16.5%、個人への課税は個人所得税のみで、最高税率15%である。さらに相続税は無い。香港には、大学が7つあるが、優秀な頭脳を持った子が受験してくるため、香港人の学生は少なく非常に入学することが難しい。外国人は7年間働くことと永住権をとることが出来る。世界的に通販事業が成長しているが、香港では、現物を見てから買いたいという人が多く、通販はあまり普及していない。

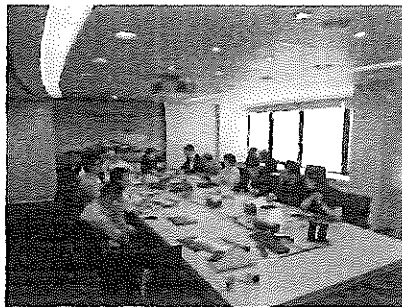
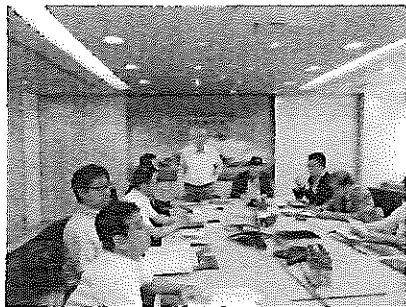
フルバンキングの銀行が160行あり、ほとんどが外国の銀行である。金の出し入れは基本的に自由だが、マネーロンダリングの対策は施されており、他のアジア諸国からの香港への送金は手間がかかり大変だが、香港からの送金は非常に楽である。中国本土への進出の足掛かりとして、香港に持ち株会社をつくり、中国本土に子会社をつかってビジネス展開をするようになってきた。中国本土は、現金に対する信頼性が低いことからほとんどがカードやスマホによる決済となっているが、香港では、現金とカード両方で決済されている。近年、フィンテックについても力を入れており、シンガポールと競争をしている。不動産の価格は高く、家賃も60㎡~70㎡の2LDK~3LDKで1ヶ月あたり日本円で40万~50万円というように高くなっている。静岡銀行としても、当初は県内企業の進出フォローをメインとしていたが、香港への企業進出が一巡してきたことなどから、今後は、ASEAN圏内での経済活動をおこなう企業との接点やマッチングをおこなう拠点となっていくとのことである。

今後の課題としては、社会的なことでの課題として高齢化の問題が顕在化してくるようである。しかしながら、介護施設も少なく、介護についてのノウハウもないことから、そのような事業が起業されることも考えられるとのことである。

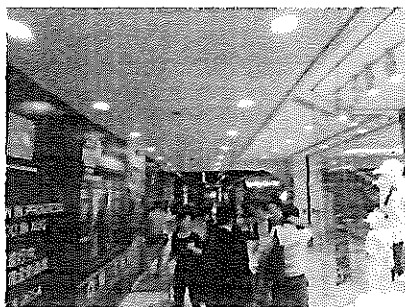
②、ゲンティン香港

最初にゲンティン香港側から説明をいただき、質疑応答をおこなった。





1993年にスタークルーズを創業して本年度25周年を迎えることとなる。傘下のクルーズブランドとしては、ラグジュアリーのカリスタルクルーズ、プレミア

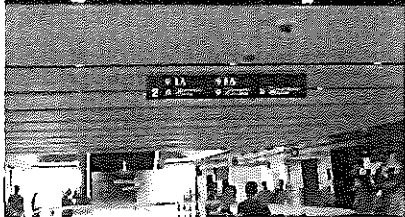


ムのドリームクルーズ、カジュアルのスタークルーズがある。アジアだけでなく、世界各地でクルーズ船を運航しており、カリスタルクルーズには、リバークルーズやヨットクルーズも運航している。また、ファーストクラス仕様のみの84席のB777も運航しているカリスタル・エアという事業もおこなっている。

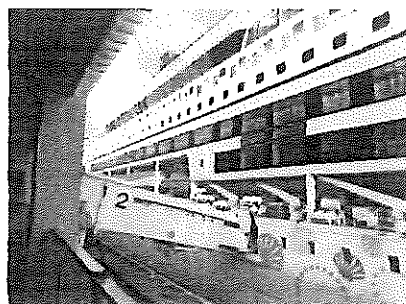
ゲンティン香港としては、清水港のターミナル拠点整備を早めに進めていく考えであり、現在、CIQを含めたターミナルの図面上での調整をしている段階であり、総投資額についても最終的な案が決まらなると決定をしないようである。また、このような優先使用権については、他国においては無いため、今回が初めてのケースとなるとのことである。



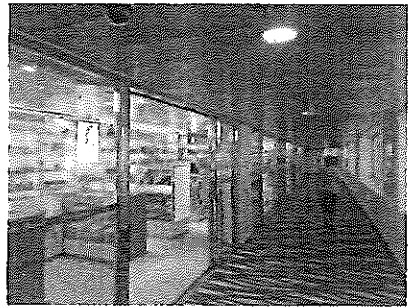
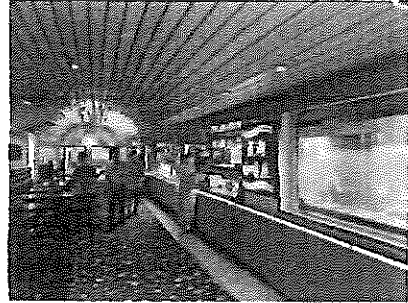
ゲンティン香港として期待しているものや足りないと感じていることなどについての質疑応答では、現時点は寄港地ということだけになっているが、将来に渡っては、ショッピングセンターやアトラクションなど、様々な点でお客様によるこんでもらえるようになってほしいとの希望や、寄港地として、周りにこれといったものがないことが課題であるとのことである。現時点での寄港時に乗船客が使える時間は4時間くらいであり、下船したあと、再乗船する前にくつろげる場所があると良いとのことである。



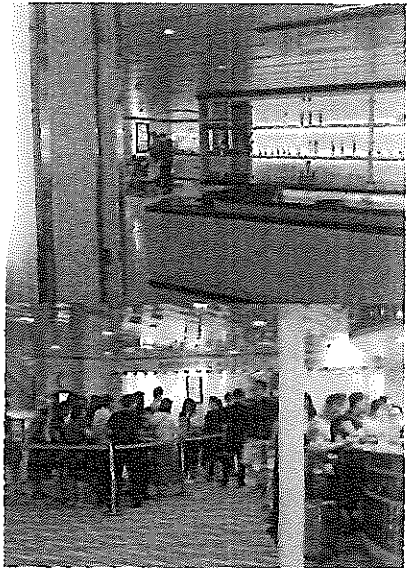
エクスカージョンといったオプションツアーについても、静岡県内の旅行業界から提案出来ないか投げかけたところ、ゲンティン香港や旅行会社、乗船客にとってウィンウィンであれば是非進めていきたいとのことである。ただし、オプションツアーのバスについては、手配が数日前から前



日くらいになることもあるため、しっかりとした対応が出来ないと難しい。清水港だけではなく、県内各地に寄港するには、テンダーボートによるテンダリングが必要となるが、インドネシアやシンガポール、沖縄等でおこなっており得意としている。テンダリングには、客船のテンダーボートを使用することから、港側での大きな設備投資は必要ではないと考える。現在は、スーパースターヴァーゴが寄港しているが、今後は、より大きい客船の投入も考えており、ラグビーワールドカップやオリンピックにおけるホテルシップとして活用することも考えられる。最近の旅行者の状況を見てもわかる通り、乗船客の人種や国籍、嗜好もそれぞれ異なるため、寄港地側でのさまざまな対応が必要となってくる。

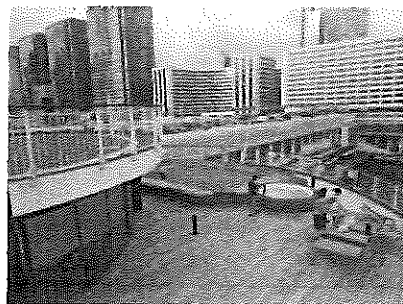


今回の視察では、実際に1泊でスターパイシスに乗船し、クルーズ客船の内部などを体験することとした。乗船するためのクルーズターミナルは、ショッピングモールと同じ建物にあり、ショッピングをしたり、食事をしたりするなどくつろげる場所もあるため、乗船手続き後も楽しむことが出来るようになっています。その後、乗船時間が来たら、イミグレーションや税関などを通過してスムーズに乗船することが可能となっている。清水港に乗下船ための設備が整えば同様な形で乗下船が出来ることとなるはずである。



乗船後は、各部屋に入り自由にくつろぐこととなり、食事後は、ショーを楽しんだり、エステサロンやフィットネスジムなどに行ったり、船内で買い物するなど様々な楽しみかたがある。今回は、ゲンティンクルーズラインの山本氏に船内を一通り案内していただき、船内での過ごし方などについて説明をしていただいた。日数の長いクルーズやより高級なクルーズ客船に乗船すると、さらに多くの楽しみ方が出来るようになっているとのことであった。今回乗船した、スターパイシスは、4万トンあまりの船で客室が595室、乗船者定員は1,170人と少ないこともあり、外洋に出ている時

とであった。今回乗船した、スターパイシスは、4万トンあまりの船で客室が595室、乗船者定員は1,170人と少ないこともあり、外洋に出ている時

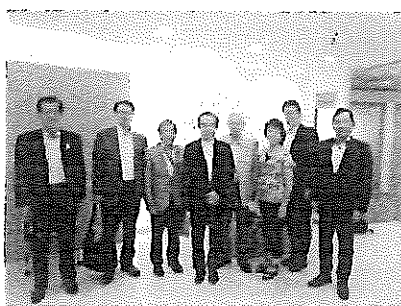


は、船自体の揺れを感じることもあったが、より大型の船ではあまり揺れを感じないものである。日本においてのクルーズ客船での旅行は、まだまだ割合が低い、今後は、旅行の一つの形態としてさらに広がっていくものと感じている。

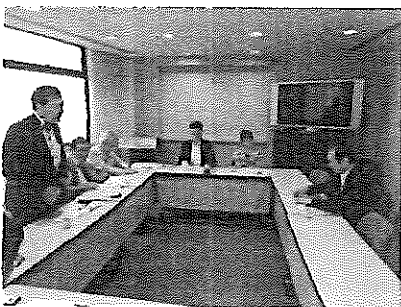


③、ジェトロ香港

まず、香港の概要を含め、ジェトロから見た香港の現状と今後について説明をいただくとともに質疑応答をおこなった。



世界の中の香港の位置づけでは、739万人の人口の内、中国本土から来た移住者が150万人となり、毎年15,000人が中国本土より移住しています。そのほとんどが高学歴である。公用語は、中国語、広東語、英語であるが、ここ10年で中国語の使用者が2倍になっており、そのことから中国本土からの移住者が増加していることがわかる。香港には、年間6,000万人の外国人が来訪しているが、その内4,400万人が中国本土からの旅行者である。中国主要都市と香港の経済規模では、上海と北京に抜かれているが、深センや広州とほぼ同じくらいの規模であり、このことから、香港経済にたいする中国本土の影響が大きくなっていることもわかるとともに、ビジネスにおいて切っても切れない関係となっていることがわかる。しかしながら、香港人は、中国系カードによる決済はしていないとのことである。貨物については、船舶貨物は中国にシフトしているが、航空貨物については、航空機の提示運航などの要素がからみ香港が優位に立っている。不動産、特にマンションの価格については前述しているが、年収の約20倍となっていることなどは、若い世代では負担となっているようである。






企業活動については、商社などの地域統括本部機能を持つ企業は横ばいであるが、中国本土の工場などの決済をする機能を持つ地域拠点、中国本土に一元化する形で減少しており、香港で物を売ったり、飲食店を運営する企業である現地拠点は、大きく増加している。ただし、直接販売するのではなく、香港の企業をビジネスパートナーとして販売してもらうような形態が増加しているとのことである。ジェトロ香港事務所への来訪者は70%が日本の企業であることからわかる通り、香港への進出を考えている企業はまだ多く、中国本土からの人々の需



要が大きいことを見据えていると考えられる。また、中国本土には加工品しか入れられないことから、新鮮な農産物や水産物は香港に入り、それらを香港の店で提供したり、中国本土からの来訪者が購入して持ち帰るなどといったことで、付加価値の高い日本からの生鮮産品が輸入されるようになってきている。特に日本からの貨物便が、朝、日本を出て昼に着き、夕方には店頭の商品が並ぶということもプラスに働いており、実際にスーパーの店頭には、日本を含めたアジア各国からの生鮮産品が並んでいる。日本における産地連携により安定的に生鮮産品を輸出できるようになれば、香港の市場は非常に魅力的である。

最後に、あと30年すると、香港は中国と一体になるであろうし、そのことについて香港として抗うことは難しいと考えているようである。その時にどのような経済体制になるのかが大きなカギとなると思われるとのことであります。

整理番号 8-14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体年会費)

77400/

(会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	次郎長道中保存会 会費		
年月日	平成3年 8月20日~平成 年 月 日	金額	2,000 円

会の趣旨・目的	次郎長道中の保存、継承である。
会の活動内容等	次郎長道中を普及させ保存していくための活動がある。
政務活動・県政との関連性	明治維新前後の次郎長の功績を後世に伝えることが「文化」不可欠のもの。

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：(団体の会則・事業概要・その他)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000 円	100 %	2,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

2018年 8月 20日

中澤 通訓 様

一金 5,500 円

内訳 保存会会費 2,000 円

懇親会会費 3,500 円

次郎長道中保存会 会長 吉井 靖

〒424-0947 静岡市清水区清水町5-14

PHONE 054-352-4933

次郎長道中
保 存 会
会 長 之 印

合費の
請求
懇親会
本人
欠席

次郎長道中保存会 会則

(名称)

第1条 この会は、次郎長道中保存会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、次郎長通り商店会によって発足された「次郎長道中保存会」の活動を引き継ぎ、次郎長道中の保存・継承・発展そして育成を目的とする。

(組織・会員)

第3条 本会は、次郎長通り商店会、清水地区連合自治会及び清水みなと祭り実行委員会そして本会の活動趣旨に賛同する者（団体・法人・個人）を会員として構成する。

2 本会の活動趣旨に賛同する者で、本会の事業に技術的協力を提供し得ると会長が特に認めた者は、理事会の同意を得て賛助会員とすることができる。

3 次の各号の1に該当する者は、会員並びに賛助会員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人。

(2) 破産者で復権を得ない者。

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(4) 反社会的勢力（①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準ずる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という）に関与していると認められる関係を有する者）。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成させるために次の事業を行う。

(1) 次郎長道中を普及させ保存していく為の活動の計画及び実施。

(2) 次郎長道中の踊りを継承していく為の指導者の育成。

(3) 地域の活性化事業への参画。

(4) その他、本会の目的達成の為に必要な事業の実施。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 若干名
- 2 会長は理事の互選による。(但し、初代会長は設立総会において会員の中から選任する。)
 - 3 副会長及び理事、監事は会員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐する。また、会長に事故等あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は会長及び副会長を補佐する。
- 4 監事は本会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 運営委員会

(総会)

第9条 総会は年一回の開催を原則に会長が招集し、会長または会長が指名したものが議長となり、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (2) 予算並びに決算の承認に関する事。
 - (3) 会則の制定、改廃に関する事。
 - (4) その他、会長が必要と認める事項に関する事。
- 2 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(理事会)

第 10 条 理事会は必要に応じ会長が招集し、会長または会長が指名したものが議長となり、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項に関すること。

(2) その他、会長が必要と認める事項に関すること。

2 理事会の議事は、出席役員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(運営委員会)

第 11 条 運営委員会に関しては会長が別に定める。

(事務局)

第 12 条 本会の事務を処理するために、次郎長通り商店会内に事務局を置く。

(会計)

第 13 条 本会の運営に係る経費は、会費並びに事業収入及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 本会の会費に関しては会長が理事会に諮って別に定めるものとする。

3 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日をもって終わる。

(雑則)

第 14 条 この会則に定めるものの他、本会の運営その他必要な事項については、会長が理事会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

次郎長道中保存会 会費に関する規約

(規約第2号)

(総則)

第1条 この規約は、次郎長道中保存会（以下「本会」という）会則の第13条第2項に規定する会員の会費に関する事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 本会の会員は次に定める年会費を納めるものとする。

2 本会の年会費は次の通りとする。

(1) 団体・法人会員 年額 1口 5,000円で、原則2口以上

(2) 個人会員 年額 1口 2,000円で、1口以上

(3) 賛助会員 年額 会費は免除

3 会長が特に必要と認めた者の年会費は、理事会の同意を得て減免することができる。

(会費の納入)

第3条 本会の会員は会の求めに応じて遅滞なく会費を納めるものとする。

2 既に納付された会費は、特別の理由がない限り原則的に返戻しない。

(会費の滞納)

第4条 会員が1年以上にわたり会費を滞納した場合は、退会とする。

(委任事項)

第5条 この規約に定めるものの他、本会の会費に関し必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年8月20日から施行する。

整理番号 8-15

決裁	会派代表者	(西本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(西本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

支出証 拠書

781001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	馬車場代		
年月日	平成30年8月27日~平成	年月日	金額 5000円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
《領収書貼付枠》	

領収証 中澤通訓事務所様 No. _____

★ 10,000

但 馬車場代 9月分

2018年 8月 27日 上記正に領収いたしました。

内訳

収入	税抜金額
印紙	消費税額等(%)

コクヨ ワケ-1007

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動 経費全活動	10000円	50%	5000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

		整理番号		8-16	
決裁	会派代表者	(西本)	経理責任者	(田内)	経理担当者

支出証拠書

781002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費				
内容	電気料				
年月日	平成30年8月27日	~	平成	年月日	金額 12,617円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

口座振替払済のお知らせ(電気料金等領収証)

平成30年 8月28日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。

平成30年8月分の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
平成30年 8月27日	25,234円	1,868円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日程	契約種別	領収金額	精算額等	初回引落割引額	記事
おなまえ	容量	ご使用量 kWh/m3	円	円	円	
11 従量電灯B						
トカザワジムシヨ キョウ	30 A	51	1,826	147	-54.00	
			135		-163.71	
11 従量電灯B						
トカザワ ミチノリ	30 A	169	4,446	490	-54.00	
			329		-542.49	
11 低圧電力						
トカザワ ミチノリ	10 kW	505	18,962	1,464	-1,621.05	
			1,404			

按分の理由 政務活動費 経費合計額	領収書金額(a) 25,234 円	按分率(b) 1/2 50%	政務活動費支出額(a×b) 12,617 円
-------------------------	-------------------------	----------------------	------------------------------

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

				整理番号	8-17	
決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(田内)

支出証拠書

78000/

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費				
内容	事務用品 (5ハルッセル用紙)				
年月日	平成30年8月29日	~	平成	年月日	金額 16,888円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

振替払込請求書 兼受領証		00180	9	901139
ウエルネット株式会社(カウネット) カウネット埋込紙住所: 株式会社カカラ				
千	百	十	万	千
			1	6888
住所非表示 中澤通訓事務所 様				
ご請求年月: 2018年07月 度 請求書番号: 47786967 コンビニ取扱店控え				
日	附	印	30-08-29 清水相生 郵便局 (23362) N94190013	

この受領証は、大切に保管してください。

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,888円	100%	16,888円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(西本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
	整理番号 8-18					

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	電言代 (8月)		
年月日	平成30年8月28日~平成	年月日	金額 3884円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名 中沢通訓様

お客様番号

2018年8月ご請求分

金額(円) ¥7,768-

受取人 NTFファイナンス株式会社

お問合せ先(無料) 0800-3335550

領収日附印 18.8.20

取入印・振込付印 (金融機関・CVS用) → お客様

※お振込みは必ず振付書控えを必ずお持ちください。振付書控えは必ずお持ちください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動	7768円	50%	3884円
後援会活動			

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-19

決裁	会派代表者	(周)	経理責任者	(田)	経理担当者	(周)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	尾崎行雄記念財団会費		
年月日	平成30年 8月 28日~平成 年 月 日	金額	10,000 円

会の趣旨・目的	故尾崎行雄の理念を基に民主政治と市民社会の向上発展、世界平和の実現に寄与。
会の活動内容等	罎堂塾の開催、有識者啓発のための講演会開催、調査研究のための政経懇話会開催や視察、研究会を開催 NPO団体等と連携し、被災地の物資、教育、情報提供などの支援
政務活動・県政との関連性	講演会等への参加、参加会員との意見交換を通じて広範な知識を獲得し、県政発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
30-08-28	23357	A93150011
取扱店	シス・オケケンチョウナイ	
払込口座	00130-6 51359	
払込金額	*10,000 料金 *0	

振替受付票
 払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。
 料金は、消費税等が含まれています。
 (ゆうちょ銀行)

入金額 *10,000
おつり *0

ゆうちょ口座間送金は10月1日から月2回目以降、料金がかかります。

印紙税申告納付につき廻町 税務署承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000 円	100 %	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

定 款

一般財団法人尾崎行雄記念財団

一般財団法人尾崎行雄記念財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人尾崎行雄記念財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、故尾崎行雄の理念を基に、議会制民主主義と平和思想の普及をはかり、国際社会を担う人材の育成を通じて、民主政治および市民社会の向上発展ならびに世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 故尾崎行雄の理念ならびに議会制民主主義と平和思想の普及啓発事業
- (2) 故尾崎行雄の理念ならびに各国の政治経済社会文化等に関する調査研究事業
- (3) 国際社会を担う人材の育成事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 6 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 8 条 この法人に評議員 3 名以上 8 名以内を置く。

2 評議員のうち 1 名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第 9 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会にお

いて選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員長は、評議員会において選定する。

(評議員の任期)

第 10 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 8 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 11 条 評議員は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 12 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了

又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(会長)

第26条 この法人に、任意の機関として1名の会長を置く。

- 2 会長は、当財団の運営に関し総見をし、必要に応じて助言を行う。
- 3 会長は、その時における衆議院議長に対し、本人の同意を得て、理事長が委嘱することとする。
- 4 会長は無報酬とする。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として1名以上の顧問を置く。

- 2 顧問は、当財団の運営に関する理事長の諮問に答える。
- 3 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は無報酬とする。

(参与)

第28条 この法人に、任意の機関として1名以上の参与を置くことができる。

2 参与は、当財団の目的事業に賛同し、事業運営に協力する。

3 参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

4 参与は無報酬とする。

第7章 会員

(会員)

第29条 この法人には会員を置く。

2 会員は、この法人の目的事業に賛同し、理事会が定める会費を納入するものとする。

3 会員は、理事会が定めるところにより、この法人が行う事業に参加することができる。

4 その他会員に関し必要な事項は、理事会が定める。

第8章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(4) 顧問の選定及び解職

(5) 参与の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第9条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。またこの法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができな

い場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 その他

(事務局)

第 39 条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任命する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は 森山 眞弓 とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高村 正彦 結城 豊弘 阪上 順夫 木村 利人

入会のご案内

HOME > 入会のご案内

カスガムシ

年会費

特典（個人会員）

特典（「政経懇話会」特別メンバー
および法人・団体会員）

お申込み方法

当財団の活動は、おもに皆様からの賛助会費と、催事への参加費（受講料など）によって
支えられています。
どうぞご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

年会費

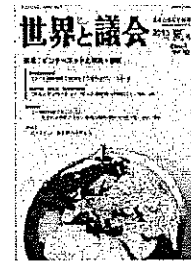
※ご入会頂いた日（登録完了日）から1年間の費用です。

個人会員	1口	1万円
「政経懇話会」特別メンバー	1口	3万円
法人・団体会員	1口	10万円

特典（個人会員の場合）

- ・季刊『世界と議会』をお届けします。
- ・「記念講演会」への参加費が無料となります。
- ・「琴堂塾」へ入塾希望の方は、優先されます。
- ・各種催事への参加費が無料または割引額となります。
- ・「琴堂文庫」ならびに収蔵品をご利用いただけます。
(実費にて複写サービスも行います)

[「琴堂文庫」についてはこちらをご参照ください>](#)



特典（「政経懇話会」特別メンバーおよび法人・団体会員）

- ・上記の特典に加え、「政経懇話会」（夕食付き）が無料になります。



お申込み方法

- ・こちらのフォームよりお問い合わせください。
追って事務局より詳細ご案内を申し上げます。[お問い合わせ>](#)

決裁	会派代表者	(固本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(田内)
----	-------	------	-------	------	-------	------

整理番号 8-20

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ 印刷費 ・要請陳情等謝儀・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	インターネットサービス		
年月日	平成30年 8月 28日	～平成 年 月 日	金額 1998 円

目的	県政等に関する情報の往来
使途	サービス使用料
政務活動・ 県政との 関連性	情報の往来により 時宜を以て政策に 反映させる

Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとの、お客様等とご照会ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお支払いをお願いします。

お問合せ番号	2018年 8月 28日
お支払い日	2018年 8月 28日
今月のお支払い金額	1,998 円

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までにお支払いいたします。

金融機関名	お支払い口座
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	ナカサワ ミチリ

◆お支払いについてのお問合せ
日専連 静岡
 〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26
 TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210
 【お問合せ時間】 10:00～17:00

◆Webしずおかご利用についてのお問合せ
Webしずおか ☎ 0120-224-260
 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8 TOKAIビル
 【お問合せ時間】 9:00～18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)

◆Web閲覧への切替のお手続きについて
 日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「兼書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。
 下記、日専連静岡ホームページから登録をお願いします。
<http://www.nissenren-shizuoka.co.jp>
 ※日専連静岡ホームページの「My日専連静岡」(左上の箇所)をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から兼書でのご利用明細書の発送を停止いたします。兼書が必ず必要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,998 円	100 %	1,998 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 82

決裁 会派代表者 (岡本) 経理責任者 (田内) 経理担当者 (田内)

使途項目 サーチャー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (静岡、朝日、農業新聞)		
年月日	平成30年8月29日~平成 年 月 日	金額	9,640 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	30年8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

領収証

支店 区域 順路 No 中沢 通訓 様
05 007 278

品名	部数	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
朝日新聞	1	4,037		6,660 円
農業新聞	1	2,623		
				2018 年 08 月分
				領収致しました。 年 8 月 29 日

有限会社 石原新聞店
静岡市清水区江尻東1-1-1 桜ヶ丘支店 352-1914
フリーダイヤル 0120-107-466 本店 054-366-1074

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

暦の上では秋となりましたが、残暑が厳しい毎日です。体調管理にはお気を付け下さい(´▽`)!

担当者: [印] 株式会社 石原新聞 本店 静岡市清水区大手 (TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289 (フリーダイヤル) 0120-1577-01

品名	部数	金額	合計
静岡新聞	1	2,980	2,980 円
			(消費税込)

中沢 通訓 様

証者No. 6-F02 0315 平成 30 年 8 月分 領収証

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,640 円	100 %	9,640 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

別紙

No.	月 日	用 件	金額 (円)
1	8月8日	会派打合せ(議会対応)	560
2	月9日	会派勉強会(水産振興等制)	560
3	月14日	難波副知事(港運等take)	560
4	月17日	補正予算説明	560
5	月28日	山林振興120112L24A-	560
6	月31日	資料整理	600
7	月 日		
8	月 日		
9	月 日		
10	月 日		
11	月 日		
12	月 日		
13	月 日		
14	月 日		
15	月 日		
16	月 日		
17	月 日		
18	月 日		
19	月 日		
20	月 日		
合 計			3,400

個別履歴照会

作成日時：2018年09月02日 14:58

刻印番号
媒体タイプ
有効期限
ネガ情報

LuLuCa(PASAR+POINT)
2014/3/3
(申請)

SF券種
SF属性
チケット

一般バス・鉄道共通
大人
¥500

ナカザワ
中澤
〒424-0828
静岡県静岡市清水区千歳町
7-18

ミチノリ
通訓

男性
1944/9/23 年齢 73才
最終残高

性別
生年月日
電話番号
(自宅) 054-352-5641
(携帯)

定期券種
停留所(発)
停留所(発)

定期属性
(着)
(着)

発行日

適用期間
停留所(発)
停留所(発)

經由
經由

割引
割引

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細	割引	割引
2435	2018/08/31 22:52	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡		
2434	2018/08/31 22:17	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 → 新静岡		
2433	2018/08/31 15:50	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡		
2432	2018/08/31 15:24	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →		
2431	2018/08/28 17:14	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋		
2430	2018/08/28 16:51	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 → 新静岡		
2429	2018/08/28 13:30	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡		
2428	2018/08/28 13:09	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →		
2427	2018/08/27 16:20	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋		
2426	2018/08/27 15:54	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →		
2425	2018/08/27 09:50	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡		
2424	2018/08/27 09:28	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →		
2423	2018/08/17 16:56	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋		
2422	2018/08/17 16:30	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →		
2421	2018/08/17 16:30	券売機	チャージ	¥2,000				新静岡 →		
2420	2018/08/17 12:44	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡		
2419	2018/08/17 12:20	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →		
2418	2018/08/15 13:15	自動改札機	SF利用	¥130				草薙 → 入江岡		
2417	2018/08/15 13:02	自動改札機	SF利用	¥0				草薙 →		
2416	2018/08/15 09:11	バス車載機	SF利用	¥170				市立病院 → 清水駅前		静岡200か791
2415	2018/08/14 16:13	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋		
2414	2018/08/14 15:50	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →		
2413	2018/08/14 11:31	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡		
2412	2018/08/14 11:07	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →		
2411	2018/08/09 14:33	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋		
2410	2018/08/09 14:09	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →		
2409	2018/08/09 09:44	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡		
2408	2018/08/09 09:22	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →		
2407	2018/08/08 15:34	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋		
2406	2018/08/08 15:08	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →		
2405	2018/08/08 09:38	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡		
2404	2018/08/08 09:15	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →		
2403	2018/08/08 09:15	券売機	チャージ	¥2,000				1号楼		
2402	2018/08/06 17:33	バス車載機	SF利用	¥100				清水駅前 → 市立病院		静岡222き2995
2401	2018/08/06 08:51	バス車載機	SF利用	¥100				三保山の手		静岡200か671
2400	2018/07/30 19:40	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋		
2399	2018/07/30 19:14	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →		
2398	2018/07/30 14:44	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡		

整理番号 8-23

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 ⁷⁸⁰⁰⁰⁴ _{8/30} (会派名・議員氏名 **ふじのくに県民クラブ** **中澤通訓**)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	902	18 円 × 902 km / km	16236

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 **中澤通訓**

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	16,236 円	100 %	16,236 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-24

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	職員給与		
年月日	平成30年8月1日	~	平成30年8月31日
金額	42,585円		

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	給与(30年8月分)
政務活動・ 県政との 関連性	-

給料支払明細書

(30年8月分)

労働日数	労働時間	皇	日	時	分	分
		102	17			
所定時間外労働						
基本給		85170				
所定時間外賃金						
家族手当						
交通費						
合計		85170				
健康保険料						
介護保険料						
厚生年金						
雇用保険料						
所得税						
住民税						
前払金						
合計						
差引支給額		85170				

係印

コケ シン・113N

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	85170円	1 / 2 50%	42,585円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

政務活動事務雇用者出勤簿

8月分	氏名	[Redacted]
-----	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
2	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
3	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
4	土	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
5	日	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
6	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
7	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
8	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
9	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
10	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
11	土	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
12	日	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
13	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
14	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
15	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
16	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
17	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
18	土	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
19	日	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
20	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
21	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
22	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
23	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
24	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
25	土	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
26	日	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
27	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
28	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
29	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
30	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
31	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
計			102

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成30年8月/日

ふじのくに県民クラブ中 澤田 啓



* 証明は、雇用主が署名して押印する。